

令和5年1月6日

株式会社ゼクシス

代表取締役 長岡 時行 殿

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館5階

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば

理事長 拝師 徳彦



申 入 れ 書

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば（以下「当法人」といいます。）は、消費者問題に関する情報収集及び提供、普及、啓発活動及び事業者の行う不当な行為（不当な契約条項の使用、不当な勧誘行為、不当な広告表示）に対する差止請求などを通じ、消費者被害の防止並びに救済、その他不特定多数の消費者の利益保護を図ることを目的としている団体です。当法人は、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題に取り組む専門家・関係団体により構成されています。

さて、当法人は、貴社が運営するフィットネスクラブ「スパ&フィットネスゼクシス」の各店舗（ゼクシス千葉、ゼクシス上尾、ゼクシス広島）のHP内の「入会のご案内」と題するページの表示内容について、消費者の権利保護の観点に照らし問題がある可能性があると思料しております。

つきましては、下記のとおり申入れ致しますので、令和5年2月6日までに、書面でご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の申入れは、現時点での情報をもとに特に問題があるものと判断した事項のみを対象とするものであり、その他の記載内容について、当団体として問題がないと認めたものではないことを念のため申し添えます。

最後に、本申入れ書、貴社からの回答の有無及び回答の内容は、法人の活動目的のため、原則として、当法人のホームページ (<http://sapochiba.com>) において公表させていただきますので、その旨ご承知おきください。

記

第1 申入れの趣旨

- 1 貴クラブとの入会契約の成立時期に関する会則・HP上の表示について、矛盾のないよう変更してください。
- 2 会則第19条、第20条、第22条、第27条、第30条について、貴クラブの責任に基づく損害に対して、消費者契約法第8条各号に適合するよう、会員による賠償請求を認める内容に変更してください。
- 3 会則第26条について、会員に対して連帯責任を負担させる部分を削除・変更してください。
- 4 会則第25条について、会費の一方的かつ無制限の変更を認める部分を削除・変更してください。
- 5 会則第28条について、第6条の入会審査に関する部分を除き、不服申し立ての余地を残す内容に変更してください。
- 6 会則第13条について、来所以外の方法による退会を認める内容に変更してください。

第2 申し入れの理由

- 1 入会契約の成立時期等について
貴クラブの入会手続きについて、会則及びHP上の表記は以下のとおりとなっております。

(1) 会則の内容

第5条（入会手続き）

本クラブは会員制とし、本クラブに入会しようとする方は本会則を承認し本会則に基づく諸契約を会社と締結しなければなりません。

第6条（審査）

本クラブは入会を希望する方の審査を行い、本クラブの判断により入会をお断りする事があります。

第7条（会員資格）

本クラブへの入会を希望する方は、第5条の契約が完了並びに第6条の審査に合格し、規定の料金の納入することで、本クラブと合意した期日から会員資格を取得するものとします。（以下「会員」といいます）

(2) HP上の記載

WEB上で24時間簡単にお申込み手続きが可能です。

忙しくて来店できない方、すぐに入会したい方、ぜひ、ご利用ください。

※当クラブはWEB入会のみの手続きとなります。店頭での受付はいたしかねますので、予めご了承くださいませ。

STEP5のWebカンタン申し込み

STEP① 初回お支払い額シミュレーション

STEP② 入会のお申し込み

STEP③ クレジットカード決済

STEP④ クラブより確認メールの送信

STEP⑤ ご来店（顔認証システム登録）

(3) 特定商取引法上の検討

特定商取引法11条第三号は、「役務の提供時期」について表示しなければならないと規定しております。

この点、上記会則の記載に鑑みると、貴クラブへの入会時期（＝役務の提供時期）については、第5条の契約が完了し、第6条の審査に合格した上で、規定の料金を納入した時点と読み取ることができます。その一方で、HP上の記載を見ると、会則第5条の定める諸契約や第6条の審査の記載は一切なく、クレジットカード決済の後、STEP⑤の顔認証システム登録をもって入会（＝役務提供時期）となるように読み取ることができます。

従って、貴クラブの会則・HP上の表示は、貴クラブへの入会時期について、相矛盾するような表記となっております。そのため、特商法の定める「役務の提供時期」を表示しているとは到底言えません。

つきましては、貴クラブとの入会契約の成立時期について、矛盾のないよう会則及びHP上の表示を変更していただければと思います。

2 貴クラブの賠償責任に関する会則について

(1) 会則の内容

第19条（盗難）

会員が本クラブの利用に際して生じた盗難につきましては本クラブは一切損害賠償の責を負いません。

第20条（紛失物）

会員が本クラブの利用に際して生じた紛失につきましては本クラブは一切損害賠償の責を負いません。

第22条（毀損）

会員が本クラブの利用に際して生じた毀損につきましては本クラブは一切損害賠償の責を負いません。

第27条（責任事項）

本クラブは、損害及び疾病（感染症含む）、窃盗その他事故につき、明らかに本クラブの責に帰すべき事由がある場合を除き一切の責任を負わないものとし、会員は損害賠償の請求を行わないものとします。

本クラブの利用に際して発生した怪我・疾病（感染症含む）・事故等については会員各自の自己責任とし、会社は一切責任を負いません。ピジターについても同様とします。

また、地震、地殻変動、その他一切の事由により、施設において温泉法で定められる温泉としての利用が出来なくなった場合、及び施設の温泉利用により会員に損害が生じた場合、会社はこれについて一切の責任を負わないものとします。

第30条（施設の閉鎖及び利用制限）

次の各号に該当するとき、会社は、諸施設の一部または全部を閉鎖、もしくは休業することができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

会社が諸施設の一部または全部を閉鎖、もしくは休業する場合であっても、会社は会員に対し特別な補償は行いません（以下省略）。

(2) 消費者契約法上の検討

消費者契約法第8条第1項各号は、以下の条項を無効と規定しております。

「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除」する条項（第一号）、「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除」する条項（第三号）。

しかしながら、上記各会則は、貴社、貴社代表者又は貴社従業員に故意又は重大な過失がある場合も含め、貴クラブの債務不履行・不法行為により生じた責任

の全部を免除する規定となっております。従って、消費者契約法第8条の各規定に違反していることは明らかです。

つきましては、会則第19条、第20条、第22条、第27条、第30条について、貴クラブの責任に基づく損害に対して、消費者契約法第8条各号に適合するよう、会員による賠償請求を認める内容に変更していただければと思います。

3 会員の損害賠償責任に関する規定について

(1) 会則の内容

第26条（会員の損害賠償責任）

会員は本クラブ内において自己の責に帰すべき事由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責に任ずるものとします。ビジターについても同様とし、会員が連帯して責を負うものとします。

(2) 消費者契約法上の検討

消費者契約法第10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」として、消費者の利益を一方的に害する規定を無効とするとしております。

この点、上記会則は、会員の同伴者にすぎないビジター利用者が生じさせた損害について、会員が連帯責任を負担するものとなっておりますが、このような責任を負担させることは、民法の基本原則である過失責任の原則（民法709条等）に反するものです。また、連帯債務を負担するのは、「債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するとき」に限られておりますので（民法436条）、本件のような性質上可分な責任について、当事者の意思表示を要することもなく連帯債務を負担させることは、同法にも反することになります。

これらの事実を鑑みれば、上記会則は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の義務を加重する消費者契約の条項であり、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、無効となるものと思料致します。

つきましては、会則第26条について、会員に対して連帯責任を負担させる部分を削除・変更していただければと思います。

4 会費変更に関する規定について

(1) 会則の内容

第25条（会費等の変更）

本クラブは本会則に基づく会費等を会員の承認を得ることなく変更できるものとしします。

(2) 消費者契約法上の検討

上記のとおり、消費者契約法第10条は、消費者の利益を一方的に害する規定を無効とするとしております。

この点、上記会則は、貴クラブが会費等を自由に変更できる旨定めるものとなっておりますが、会費は、入会契約時に会員と貴クラブとの双方の合意で定めた契約内容の本質部分に関するものですので、その一方的かつ無制限な変更を認めることは、契約の拘束力を認めた民法の基本原則に反することは明かです。

以上の事実に鑑みれば、上記会則は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の義務を加重する消費者契約の条項であり、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、無効となるものと思料致します（なお、利用料金の改定と類似の状況に当たる定型約款の変更については、個別合意なき定款変更の要件として、必要性、相当性などが挙げられております。（民法548条の4第1項第2号））。

つきましては、会則第25条について、会費の一方的かつ無制限の変更を認める部分を削除・変更していただければと思います。

5 決定事項に関する規定について

(1) 会則の内容

第28条（決定事項について）

入会希望者及び会員、ビジターは第6条並びに第11条、第15条において本クラブの判断に基づいて決定された事項については従うものとし、一切の不服申立は出来ないものとしします。

※第11条 施設の利用禁止に関する決定

第15条 入場禁止・除籍に関する決定

(2) 消費者契約法上の検討

上記のとおり、消費者契約法第8条各号は、事業者の債務不履行・不法行為により生じた責任の全部を免除する規定を無効としております。

この点、上記会則は、会則第11条（施設利用）及び第15条（入場禁止・除籍）に関する決定に関して、一切の不服申立てを禁止するものです。すなわち、

一旦貴クラブと施設利用契約を交わし、貴クラブの会員としての地位を取得した消費者が、貴クラブの各決定に異を唱え、地位確認等の手続きにより争う余地を奪うものであるとともに、上記各決定に債務不履行・不法行為が認められる場合に損害賠償責任を追及することを阻害するものでもあります。

したがって、上記会則は、事業者の債務不履行・不法行為により生じた責任の全部免除するものであり、消費者契約法第8条に違反するものとして、無効となるものと思料致します。

つきましては、会則第28条については、第6条の入会審査に関する部分を除き、不服申し立ての余地を残す内容に変更していただければと思います。

6 退会方法について

(1) 会則の内容

第13条 (退会)

(一部省略)

退会の届出は会員本人、未成年の場合は会員本人もしくはその保護者が本クラブにて行って頂きます。会員が死亡した場合でも親族またはこれに準ずる者からの退会届が必要となります。但し、病気やケガなどのやむをえない理由により、本クラブへ来場が困難な場合のみ代理の方による退会の届出ができるものとし、その場合は代理人の身分証明書の提示並びに写しを申し受けます。

尚、電話・ファックス・Eメール等による届出はできません。また、退会届が提出されない限りは自動更新とし、本クラブに在籍となります。理由の如何を問わず、また本クラブの利用回数の有無にかかわらず、会員には月会費の納入義務が生じます。会費等に未納金がある場合には全て完納していただきます。また、会費等の返還は行いません。

(2) 消費者契約法上の検討

上記のとおり、消費者契約法第10条は、消費者の利益を一方的に害する規定を無効とするとしております。

この点、上記会則は、退会方法を原則として貴クラブへの会員本人（未成年の場合は保護者含む）の来所に限定した上、「やむを得ない理由」により貴クラブへの来場が困難な場合にのみ代理による退会の届け出を認める内容となっております。

しかしながら、貴クラブと消費者との間における利用契約は、民法上の準委任契約（民法656条）に当たるところ、準委任契約はいつでも解除可能であることに加え（同法651条1項）、その解除は、相手方に対する意思表示によってす

ることとされ、解除の方法については何ら制限されておられません（同法540条第1項）。上記会則によれば、本来、電話・郵送・FAX・Eメール等ありとあらゆる方法で認められている消費者の解除権の行使方法が著しく制限されることとなります。なお、貴クラブは、代理による届け出を認めておられますが、代理による手続きも来所によるものに限定されていると思われまますので、消費者の解除権の行使方法が著しく制限されていることに変わりはないものと思料致します。

これらの事実に鑑みれば、上記会則は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の義務を加重する消費者契約の条項であり、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方向的に害するものとして無効となるものと思料致します。

つきましては、会則第13条について、来所以外の方法による退会を認める内容に変更してください。

以上